

なかのまちめぐり博覧会2019 広告協賛募集要領【2次募集】

主催：なかのまちめぐり博覧会実行委員会・中野区



＜昨年度パンフレット設置実績＞

JR 中央線(中野駅周辺)、都営大江戸線(8 駅)、区内公共施設、
保育園・幼稚園、TIC TOKYO、セブン-イレブン区内店舗など

※上のパンフレットデザインは昨年のものです。

1 趣旨

「なかのまちめぐり博覧会（以下、「博覧会」といいます。）」は、民間等の多様な主体によって中野区内の様々な地域資源を活用した自主的に企画・運営されるイベント等を集約し、区内全域を会場とする博覧会として一体的に開催することにより、区民や来街者が区の魅力を楽しみ、より多くの滞在・回遊に資する機会の提供を通じて区内の観光消費や回遊性の向上、また地域交流等の促進、さらに地域への愛着の醸成による地域活性化を目的としています。

例年、多くの商業・産業団体や学校・地域団体の参画により約 80 件ものイベントが開催され、総勢 10 万人以上の参加動員を得るなど好評を得ています。第 7 回目となる本年度は、SNS の活用等により更に PR 活動を強化し、周知を図っていきます。

当博覧会にご協力いただける協賛企業・団体様を下記により募集いたします。開催趣旨にご賛同いただき、ぜひご協力いただきますようお願い申し上げます。

2 開催概要

(1) 事業名

なかのまちめぐり博覧会2019

(2) 開催期間

2019年10月19日(土)～11月24日(日)

(3) 開催場所

中野区内全域

(4) 内容

区の地域資源である「歴史」「商業」「娯楽」「飲食」「サービス」等の要素を取り入れた、以下のような実施形態のイベントを上記の期間・場所にて実施します。

ア まち歩き

中野区内の新たな魅力、隠れた魅力の発見につながるツアーなど

イ 体験、見学

施設や仕事場、日常経験できないような場所の見学やものづくり体験など

ウ 講座・講演

名所、歴史など中野の魅力を語る講座やシンポジウムなど

エ 芸術

美術品の展覧会、演劇、コンサートなど

オ 各種イベント

歴史、食、スポーツなどのイベント、学園祭など

(5) 主催

なかのまちめぐり博覧会実行委員会、中野区

(6) 広報PR活動(予定)

ア パンフレット

イ 中野区公式観光サイト「まるっと中野」特設ホームページ

ウ 中野区公式ホームページ

エ LINE@なかのまちめぐり博覧会公式アカウント

オ チラシ、ポスター、横断幕

カ なかの区報、生涯学習スポーツ情報紙「ないせす」

キ 各種SNS「まるっと中野」Facebook、Twitter、Instagram

ケ パネル展

3 協賛プラン

以下のメニューよりお選びください。

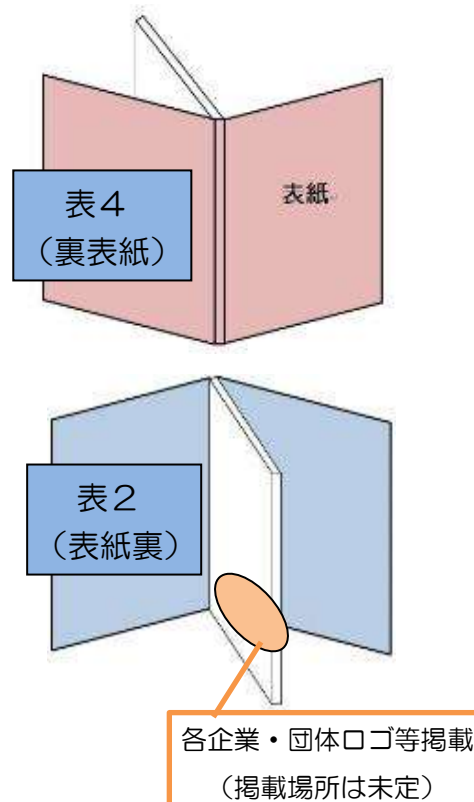
パンフレット 広告枠	協賛メニュー				
	1/8 枠	1/4 枠	1/2 枠	表2 (表紙裏) 【受付終了】	表4 (裏表紙) 【受付終了】
	(縦 6 cm× 横 8.5 cm)	(縦 13 cm× 横 8.5 cm)	(縦 13 cm× 横 17.5 cm)	(縦 29.5 cm×横 21 cm) A4 サイズ1 ページ分	
上記に加え、巻頭に各協賛企業・団体様の名称をロゴ等により掲載					
協賛金額 (税込)	35,000 円	60,000 円	100,000 円	200,000 円	300,000 円
募集枠数 (予定)	30 枠前後	8 枠	4 枠	1 枠	1 枠

※ サイズには誤差がある場合があります。ロゴのサイズは申込数により変動します。

※ 申込数が募集枠数を超えた場合は、先着順とさせていただきますのでご了承ください。

※ 表2(表紙裏)と表4(裏表紙)は、募集枠数に達したため受付を終了いたしました。

広告掲載例



※掲載する広告は、別紙「なかのまちめぐり博覧会広告掲載基準」を遵守ください。

※広告記事及びロゴデータの入稿時期は、7月中旬～下旬の予定です。

協賛プランの特典詳細

◆公式パンフレットへの広告・ロゴ等の掲載

博覧会内で開催されるイベント情報等を掲載した博覧会公式パンフレットへ、お申込みいただいた枠に応じ、広告を掲載いたします。また、パンフレット巻頭ページにご協賛企業・団体様の名称をロゴ等により掲載いたします。

パンフレットの発行部数は4万2千部です。

配布・設置は、区役所、区民活動センター、図書館、学校、保育園・幼稚園などの公共施設のほか、鉄道駅、区内外の観光案内所等に行う予定です。

《昨年度配布実績》

JR中央線（中野駅周辺駅）、都営大江戸線（中野区、新宿区、練馬区内計8駅）、TIC TOKYO、区内公共施設、区内公立小中学校、保育園・幼稚園、セブン-イレブン区内店舗、医師会、町会等、計700か所以上

◆中野区公式観光サイト「まるっと中野」への掲載

ご協賛いただいた企業・団体様のお名前を、中野区公式観光情報サイト「まるっと中野」に掲載いたします。

URL <https://www.visit.city-tokyo-nakano.jp>

4 申込方法・期限

「協賛申込書」を下記の申込先までEメールまたはFAXでお送りください。

広告やロゴデータの入稿方法、入金のご案内等はお申し込みいただいた企業・団体様へ別途お知らせいたします。※入金の際の振込手数料は、申込企業・団体様のご負担とさせていただきますのでご了承ください。

【提出期限】 2019年6月21日（金）

【申込先】 なかのまちめぐり博覧会実行委員会（中野区観光係内）

メール：nakanomatimeguri@city.tokyo-nakano.lg.jp

FAX：03-3228-5656

【お問合せ先】

なかのまちめぐり博覧会実行委員会（中野区観光係内）

メール nakanomatimeguri@city.tokyo-nakano.lg.jp

電話 03-3228-5433

FAX 03-3228-5656

所在地 〒164-8501 中野区中野4-8-1（区役所本庁舎9階13番）

なかのまちめぐり博覧会広告掲載基準

(2013年3月12日政策室長決定(2015年2月20日一部改正)「中野区広告掲載等取扱基準」に準拠)

1 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者については、広告を掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続又は会社更生法による更生手続を受けている事業者
- (3) 社会問題を起こしている事業者
- (4) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)で連鎖販売取引と規定される取引を行うもの
- (5) 債権取立て、回収、示談引受けを業とするもの。ただし、公的な機関又は弁護士及び認定司法書士が行うものは除く。
- (6) 法令等に基づく必要な許可を受けることなく業を行う事業者
(例) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく区長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行う事業者(不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費、作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収する事業者も該当する。)
- (7) 投機の商品を取り扱う業者
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (9) 中野区暴力団排除条例(平成24年条例第27号)に規定する暴力団、暴力団関係者及び暴力団関係者が関与する団体又は企業
- (10) 行政機関から指導を受け、改善がなされていない事業者
- (11) その他各種法令に違反している事業者

2 次の各号のいずれかに該当する内容を含む場合は、広告を掲載することができない。

- (1) 基本的人権を侵害するおそれのあるもの
 - ア 人権侵害や差別を助長する表現のあるもの
 - イ 他者の名誉を毀損し、又は他者を誹謗中傷するおそれのあるもの
 - ウ 他者の信用を毀損し、又は他者の業務を妨害するおそれのあるもの
 - エ 個人情報収集のみを目的とするもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - ア 暴力や犯罪を肯定し、助長するもの
 - イ 醜悪、残酷な表現で不快感を与えるおそれのあるもの
 - ウ 性に関する表現で露骨、わいせつなもの
- (3) 消費者の利益に反するもの
 - ア 誇大な表現、根拠のない表示又は誤認・錯誤を与えるおそれのあるもの
(例) 「世界一」「一番安い」「当社だけ」等(根拠となる客観的な資料を提示する必要がある)
 - イ 投機又は射幸心を著しくあおるもの

(例)「今が・これが最後のチャンス(今購入しなくては、次はないという意味)」等

ウ 科学的な根拠のないもの又は迷信に類するもの

エ 国、地方公共団体その他の公共機関が、広告主又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等を行っているかのような表現のもの

(4) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(例) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、展覧会等の出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然がある場合は、その都度適否を判断する。

(5) その他、公序良俗に反するもの又はなかのまぢめぐり博覧会イベントに関連する広報物に掲載することがふさわしくないと認められるもの

3 広告掲載を行う広告の表示内容に関し遵守すべき共通事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 責任の所在が明確であること。連絡先については、固定電話とし、携帯電話又はEメールアドレス等のみは認めない。

(2) 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること

(例)「メーカー希望小売価格の30%引き」等

(3) 比較広告を掲載する場合は、主張する内容が客観的に実証されていること

(4) 無料参加・体験型広告は、費用がかかる場合は、その金額を明示すること

(例)「昼食代は実費負担」「入会金は別途かかります。」

(5) 知的財産権(著作権、商標権、特許権等)などの侵害がないことを確認すること

(6) アルコール飲料については、未成年者の飲酒禁止の文言を明記すること